

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により通知のあった次の公共測量について、国土交通省国土地理院長から中止する旨の通知があったので告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

- 就任した役員の氏名及び住所
- 理 事 手 嶋 俊 樹 東伯郡北栄町下種480
 - 〃 福 本 まり子 東伯郡琴浦町大字下伊勢492
- 令和4年5月9日就任 任期 令和7年3月31日まで

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第53条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	25	21	3	0	2	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	12	11	1	4	3	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	32	0	30	0	1	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	69	32	34	4	6	0	2	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事(知事部局)	157
知事(企業局)	0
教育委員会	2,540
警察本部長	133
人事委員会	319
病院事業管理者	43
合 計	3,192

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関(知事(知事部局及び企業局)、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者)のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況

請求なし

5 審査請求の件数及び処理状況

(件)

件数	処 理 状 況								
	鳥取県個人情報保護審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
0	0	0	2	0	0	2	0	0	0

(注) 審査請求の件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、審査請求から処理の完結までに複数年度を要したものがあるからである。

6 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

7 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の件数及び処理状況

(1) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

募集年度	提案の募集期間	提案等の件数及び処理状況
令和2年度	令和3年2月19日から同年3月22日まで	提案なし
令和3年度	令和4年2月16日から同年3月17日まで	提案なし

(2) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案
提案なし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
366	206	57	7	97	1	21	1

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事（知事部局）	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局	34
	令和新時代創造本部	4
	交流人口拡大本部	0
	危機管理局	24
	総務部	35
	地域づくり推進部	18
	福祉保健部	11
	子育て・人財局	6
	生活環境部	20
	商工労働部	3
	農林水産部	16
	県土整備部	19
	会計管理局	0
	中部総合事務所	11
	西部総合事務所	16
小計	217	
知事（企業局）	0	
教育委員会	63	
公安委員会	4	
警察本部長	48	